

火災による廃棄物を処理される方へ

住宅等が火災に遭われた場合、火災により生じた火災廃棄物を「小牧岩倉エコルセンター(旧:環境センター)」へ搬入することができます(搬入基準は下記参照)。

なお、住宅の火災廃棄物は、**減免申請**を行うと**処理手数料が減免**されます。

ただし、店舗、事務所、作業場、資材置場、倉庫、工場等の火災廃棄物の場合は、有料となります。

【火災廃棄物処理のながれ】

(1) 小牧岩倉エコルセンターへ電話して下さい。

☎0568-79-1211

・火災現場の立会日時を決めます。

(2) 火災現場の状況確認(家人又は代理人の立会をお願いします。)

・火災廃棄物の状況を確認し、搬入できるものかどうかの判断をします。

・搬入できる物の、搬入日、搬入量、搬入条件等を決めます。

・搬入できない物は、解体業者等に依頼して下さい。

(3) 火災廃棄物の搬入

・搬入時に、り災証明(消防本部で発行)をご提出ください。

・廃棄物処理手数料等減免申請書の提出(個人住宅等で減免により搬入する場合)。

(搬入基準)

・搬入日は、月曜日～金曜日で、土日、祝日、年末年始は搬入できません。

・搬入時間は、午前10時～午後0時と午後2時～午後4時の間です。

・積込む時は、市の分別方法に従い、燃やすごみ、破碎ごみ(不燃ごみ)、粗大ごみ、埋立ごみに分けて下さい。(量が多い場合は混載せず、種類毎に積んで下さい。)

・火災廃棄物のうち燃やすごみは、60センチ角以内にして下さい。

・搬入量は、一日に4トン車で2車分までにして下さい。(午前午後各1車)

・搬入者ご自身で、荷降ろしをしていただきますので、量が多い場合は、荷降ろしできる人数でお越し下さい。

※搬入基準が守られない場合には、以降の搬入をお断りする場合があります。

※休炉中など施設の都合により、搬入日程を調整させていただく場合があります。

【搬入できない物】

(1) 市のごみ収集に出せない物

- ・家電リサイクル法対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- ・タイヤ、オイル、塗料、LPGボンベ、バッテリー
- ・耐火金庫、消火器(使用済みは除く)
- ・農薬、自動車、バイク、船舶、農機具など

(2) リサイクル出来る物

- ・鉄骨など金属類
- ・缶、ペットボトル、古紙類
- ・小型家電

※上記以外の物でも搬入できない場合があります。

※ 搬入できない物は、解体業者又は専門の処理業者等にご相談下さい。

火災廃棄物でも搬入できない物がありますので、必ず事前にご相談ください。
連絡がない場合は搬入をお受けすることができません。
なお、当施設では、火災廃棄物の収集は行いません。

小牧岩倉エコルセンター(旧:環境センター)

☎0568-79-1211 (土日、祝日、年末年始は除く)

